

**水田農家の皆さん！
自給率向上のための新しい農政
に参加しましょう。**



**戸別所得補償モデル対策が4月
からスタートします。**

戸別所得補償モデル対策のねらい

自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に**生産拡大を促す対策**と、水田農業の経営安定を図るために、**恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策**をセットで行います。

自給率向上事業 (水田利活用自給力向上事業)

自給率向上のために水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援を行います。

交付単価(全国一律)

作物	単価(10アール当たり)
麦、大豆、飼料作物	3.5万円
〔水田経営所得安定対策の単価(全国平均)〕	小麦(田) 4.0万円
	大豆(田) 2.7万円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	8.0万円
そば、なたね、加工用米	2.0万円
その他作物(都道府県単位で単価を設定します)	1.0万円
二毛作助成 (主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	1.5万円

※戦略作物:麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米

激変緩和措置

交付単価がこれまでの対策に比べて減少する地域において継続して作物を生産できるよう交付単価の調整を行います。

- ※ 「その他作物」の単価や激変緩和措置に伴う単価は、2～3月頃に具体化する予定です。
- ※ 「捨て作り」には交付されません。収穫や出荷を行うことが必要です。
- ※ 水田経営所得安定対策の固定払の交付を受けている農家が、今年から新たに新規需要米を生産し、助成を受けようとする場合は、麦・大豆からの作付転換分に相当する固定払の交付申請を行わないことが必要です。

米のモデル事業

(米戸別所得補償モデル事業)

自給率向上のための環境整備を図るために、**米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農**の皆さんに対して、**主食用米の作付面積10アール当たり1万5千円**を定額交付します。
米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行います。

交付単価(全国一律)

定額部分 (10アール当たり)	1.5万円 (恒常的なコスト割れ相当分の助成)
変動部分 (10アール当たり)	22年産の販売価格が、過去3年の販売価格を下回った場合にその差額を基に算定

交付対象者

「生産数量目標」の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は21年度の出荷・販売の実績のある方

交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家飯米・縁故米用に供される分として一律10アールを差し引いた面積

※ 調整水田などの不作付地を有している場合は、不作付地となっている水田の地番・面積・改善計画などを市町村に提出し認定を受ける必要があります。

※ 水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策(ナラシ)に加入している場合は、米のモデル事業における変動部分の交付金額を控除してナラシの補てん額を算定します。

集落営農で加入することのメリット

- ① 個別経営よりも、効率的な経営が行えるので、農家1戸当たりの所得が大幅に増大します。
- ② 集落営農で水稻共済に加入すれば、水稻作付面積が10アール程度の農家も交付金が受け取れます。

加入申し込み・支払時期

交付金を受け取るためには、加入申込書、交付申請書などの提出が必要になります。交付金は、国から農業者が指定した口座に直接支払います。

加入の申し込みは4月～6月、交付金の支払いは、12月～3月になります。

	農家からの申請	国等からの通知
22年 4～6月	加入申請書及び作付面積確認依頼書提出	
9月		作付確認証明の通知
10月		交付対象面積の通知
11月	交付申請書提出（作付確認証明を添付）	
12月		<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>交付金支払 (12月～3月)</p> </div>
23年 1月		
2月		
3月		

お問い合わせ先

	担当窓口	連絡先
農林水産省	大臣官房政策課 戸別所得補償制度推進チーム	03-6744-1850
北海道	北海道農政事務所 戸別所得補償制度推進チーム事務局	011-642-5469
東北 (青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)	東北農政局企画調整室	022-263-0564
関東 (茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・静岡)	関東農政局生産経営流通部農産課	048-740-0409
北陸 (新潟・石川・富山・福井)	北陸農政局生産経営流通部農産課	076-232-4302
東海 (岐阜・愛知・三重)	東海農政局戸別所得補償制度準備室	052-715-5191
近畿 (滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)	近畿農政局生産経営流通部農産課	075-414-9020
中国四国 (鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知)	中国四国農政局戸別所得補償制度推進室	086-230-4256
九州 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)	九州農政局生産経営流通部農産課	096-353-7379
沖縄	沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課	098-866-1653

※戸別所得補償制度に関する詳しい情報は、以下のアドレスに掲載しています。【 http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html 】

生産者の皆さまへ

新規需要米等の横流れ防止措置について

新規需要米(米粉用、飼料用等)、加工用米を生産するに当たっては、主食用米への横流れを防止するため、以下の点に留意して下さい。

～ 需要者との契約時 ～

契約事項に「平年を上回る収穫があっても横流れが起きないように、契約数量は当該年の地域単収に面積を乗じた収量とする」旨、規定して下さい。

～ 作付時 ～

新規需要米、加工用米の圃場を特定するなどにより、作付面積を確定して下さい。

主食用米と同一圃場で同一品種を作付する場合には、新規需要米、加工用米の出荷数量を当年の地域単収で換算するなどにより、面積を確定することが必要です。

⇒ 不適切な取組の場合には、水田利活用自給力向上事業の交付対象から除外されます。

～ 収穫－出荷時 ～

主食用米等と区分して管理して下さい。

- ・ 袋を分けて米粉用米には(粉)、飼料用米には(飼)、加工用米には(加)、と表示して下さい。
- ・ 需要者に直接又は需要者団体を通じて販売して下さい。

⇒ それぞれの用途以外に販売した場合には、改正食糧法に基づき罰則が適用されます。(裏面1参照)



新規需要米、加工用米を含め、米、種もみを出荷、販売するときは、その記録を作成し3年間保存して下さい。

記録事項 品名、産地、数量、年月日、取引先名、米穀の用途 等

⇒ 記録の虚偽記載等があった場合には、米トレーサビリティ法に基づき罰則が適用されます。(裏面2参照)

国としての取組

- 生産者と需要者とのマッチングが図られるよう、需要の掘り起こしに努めてまいります。
- 主食用と異なる多収性品種を取り扱う際、乾燥・調製に支障を来さないよう、地域内のカントリーエレベーター等事業者に対し、効率的な運用を図るよう、助言・指導を行ってまいります。

詳しくは、農林水産省ホームページを御覧いただくか、最寄の地方農政事務所にお尋ね下さい。

1 改正食糧法に基づく措置

遵守事項

チェック

- 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>

・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則[※]が適用されます。

不正転用による不当利益防止

平成22年4月から、改正食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取り扱い

- 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - 紙袋等の包装に用途を表示
〔加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示〕
 - 需要者(需要者団体)に直接販売する必要があります。

注: 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

2 米トレーサビリティ法に基づく措置

記録

チェック

- 出荷・販売の伝票を受領(又は請求書を発行)
- 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>

・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則[※]が適用されます。

注: 50万円以下の罰金

流通ルートの特定

米・種もみ[※]を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地^{※1}、数量、年月日、取引先名、米穀の用途^{※2}等

※1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀について、加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)などと、その他用途は、その用途に即して輸出用などと記載

(参考)その他の米トレーサビリティ法の内容

事業者間[※]における産地情報の伝達

※生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米を農協や業者等に出荷・販売した場合には、必ず産地を伝票等又は商品の容器・包装への記載により伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、商品の容器・包装等への記載により産地を伝える必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

<罰則>

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。

・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

米トレーサビリティ法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

3 行政による確認

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか巡回点検を実施します。